

明治期長崎貿易における外国商社の進出とその取引 について：中国商社の場合を中心に

原，康記

<https://doi.org/10.15017/4492949>

出版情報：経済學研究. 57 (2), pp.57-72, 1992-07-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

明治期長崎貿易における 外国商社の進出とその取引について

——中国商社の場合を中心に——

原 康 記

(1) はじめに

従来、明治期の貿易史研究においては、その研究対象として横浜の生糸貿易に重点が置かれた。そこでは内外商人（商社）の取引関係といえば、欧米商社対日本商人の関係が想定され、欧米商社がいかにしてうまく貿易利潤を得ていたか、という点が強調されることが多かったように思われる。したがって幕末開港とともに貿易港としての地位が低下した長崎の貿易については等閑に付され、その内外商間取引の実態についても、一部を除けば研究は大きくは進展していない¹⁾。

安政開港を画期に始まった横浜貿易が専ら対欧米貿易であったのに対し、長崎では開港以前、以後とも対アジア貿易が中心をなすという連続性を有していた。未だ日本商人が海外との直接的取引に積極的に進出し得ない時期にあっては、直接、貿易を担当したのは欧米人、あるいはその買弁として活動した中国人であったことは既に知られていることであるが、かかる中国人の

商業活動については以前は比較的顧みられなかった。そうした中で、幕末・明治初期長崎居留地における中国商社・商人の進出過程を対象とした研究として、菱谷武平氏および蒲池典子氏の先駆的業績がある²⁾。最近では、時期的に限られているものの、在日華僑の経営の実態を示す資料が発掘されたことを背景に、その商業活動についてミクロ的接近が試みられつつある³⁾。とはいえ中国商社がとりわけ活発な商業活動を行っていた明治前期の経営資料は未発見であり、不明な部分を多く残していると言わねばならない。

本稿はこうした点に回答する用意がないが、今後の研究の進展を期して、まずは外国商社の進出とその取引について諸特徴を把握し、とりわけ中国商社の勢力を再確認することによって、

(1) 外国商社の内部資料を用いた研究業績として、杉山伸也「グラバー商会」（藤野 保編『九州と外交・貿易・キリシタン（II）』）があり、石井寛治『近代日本とイギリス資本』の中でも長崎について言及されている。内外商人間の訴訟事件を通じて取引関係を分析したものに、重藤威夫『長崎居留地と外国商人』がある。

(2) 菱谷武平『長崎外国人居留地の研究』第2章第4節、第5章および蒲池典子「明治初期の長崎華僑」（『お茶の水史学』第20号）。また中国人名簿をもとに明治6～11年の中国商人（商社）の異動・盛衰を詳細に分析したものと布目潮瀧「明治11年長崎華僑試論」（山田信夫編『日本華僑と文化摩擦』）がある。中国商社研究の重要性については杉山伸也「長崎貿易の連続性と華僑の活動」（『創文』第280号）参照。

(3) 昭和10年代を対象とした許 紫芬氏の「帳簿を通じて見た長崎華僑貿易商生泰号の活動」（『社会経済史学』第49巻5号）がある。また市川信愛氏の『華僑社会経済論序説』が、長崎のみを対象としているのではないが、長崎華僑の場合を例として歴史的側面にも触れ、ミクロ的接近を試みている。

僅かではあるが空白部分を埋めておくことを意図している。その際、単に居留人口のみでなく内外商間の取引額から見て中国商社の支配的地位が確立した1880年代までを中心としたい。

なお、本稿で対象とする商社とは現在我々が言う商社とは限らず、それぞれの組織を検討した上で用いなければならないが、今はその用意がない。便宜上、単なる商人も含めて商社と呼んでおく。

(2) 長崎における外国商社の進出

外国商社の進出状況を検討するにあたって、まずは外国人数・商社数を把握する必要があるが、日本側の資料として『帝国統計年鑑』に居留外国人数が示される1880年以前には、信頼し得るデータが得難い。長崎駐在イギリス領事が得ていたデータとして、領事報告 (Commercial

第1表 長崎居留各国人数・会社数表

国籍年	中国 〔清国〕	イギリス	アメリカ	フランス	オランダ	ドイツ 〔プロシア〕	ロシア	オーストリア・ ハンガリー	デンマーク	ポルトガル	イタリア	ベルギー	スイス	ノルウェー・ スウェーデン	その他	合計
1865	…(…)	70(…)	32(…)	14(…)	26(…)	19(…)	…(…)	…(…)	…(…)	3(…)	…(…)	…(…)	2(…)	…(…)	…(…)	166(…)
1866	…(…)	80(…)	32(…)	20(…)	38(…)	25(…)	…(…)	…(…)	…(…)	4(…)	…(…)	…(…)	4(…)	…(…)	…(…)	203(…)
1867	…(…)	98(…)	25(…)	22(…)	35(…)	32(…)	…(…)	…(…)	3(…)	4(…)	…(…)	3(…)	2(…)	…(…)	…(…)	224(…)
1868	629(…)	88(…)	35(…)	15(…)	32(…)	25(…)	…(…)	…(…)	2(…)	10(…)	…(…)	2(…)	6(…)	…(…)	…(…)	844(…)
1869	…(…)	80(…)	40(…)	19(…)	23(…)	23(…)	1(…)	2(…)	1(…)	13(…)	…(…)	2(…)	1(…)	3(…)	…(…)	208(…)
1870	…(…)	88(…)	26(…)	13(…)	14(…)	22(…)	1(…)	2(…)	2(…)	19(…)	…(…)	1(…)	1(…)	4(…)	…(…)	193(…)
1871	…(…)	90(…)	20(…)	12(…)	15(…)	23(…)	…(…)	2(…)	12(…)	11(…)	…(…)	1(…)	3(…)	4(…)	…(…)	193(…)
1873	723(…)	110(…)	38(…)	16(…)	14(…)	20(…)	5(…)	2(…)	…(…)	13(…)	…(…)	…(…)	2(…)	4(…)	スペイン 2(…)	949(…)
1874	703(…)	137(9)	40(3)	14(2)	7(2)	14(4)	7(…)	6(…)	11(…)	5(…)	…(…)	…(…)	…(…)	5(…)	…(…)	949(20)
1875	…(…)	129(9)	38(3)	18(2)	6(…)	15(4)	2(…)	7(…)	11(…)	5(…)	…(…)	…(…)	…(…)	3(…)	…(…)	234(18)
1876	450(15)	134(5)	31(1)	21(1)	4(1)	14(2)	5(…)	7(…)	14(…)	5(…)	…(…)	…(…)	…(…)	4(…)	…(…)	689(25)
1877	566(15)	113(4)	38(3)	14(1)	6(1)	15(3)	7(…)	16(…)	9(…)	12(…)	5(…)	…(…)	…(…)	3(1)	…(…)	804(28)
1878	624(18)	111(4)	38(3)	16(1)	2(…)	16(4)	2(…)	8(…)	9(1)	9(…)	4(…)	…(…)	…(…)	3(1)	…(…)	842(32)
1879	653(21)	113(4)	32(3)	19(1)	2(…)	18(4)	4(…)	8(…)	10(…)	4(…)	2(…)	1(…)	…(…)	2(…)	…(…)	868(33)
1880	522(24)	103(4)	34(3)	20(…)	2(…)	19(3)	39(…)	16(…)	9(1)	6(…)	5(…)	2(…)	…(…)	…(…)	…(…)	777 ⁽²⁷⁾ (36)
1881	599(80)	98(5)	41(3)	27(1)	1(1)	16(3)	17(…)	7(…)	6(1)	6(…)	12(3)	1(…)	…(…)	1(…)	…(…)	832(97)
1882	594(19)	94(5)	43(3)	33(1)	3(…)	17(4)	16(…)	12(1)	8(…)	4(…)	6(2)	…(…)	3(…)	1(…)	…(…)	834(35)
1883	644(19)	95(7)	42(3)	34(2)	5(…)	17(4)	8(…)	19(1)	9(…)	4(…)	4(…)	1(…)	3(…)	7(…)	…(…)	892(36)
1884	603(70)	95(7)	47(3)	31(2)	5(…)	19(4)	12(…)	21(1)	8(1)	6(…)	2(…)	2(1)	…(…)	…(…)	…(…)	851(89)
1885	628(55)	73(7)	44(5)	28(3)	5(…)	13(3)	5(…)	28(1)	9(1)	9(…)	3(…)	2(…)	…(…)	…(…)	…(…)	847(75)
1886	716(22)	95(11)	54(6)	34(3)	6(…)	13(4)	4(1)	24(8)	14(…)	7(…)	8(2)	2(1)	…(…)	…(…)	…(…)	977(58)
1887	741(136)	93(11)	68(6)	36(4)	2(…)	13(4)	14(1)	31(6)	20(1)	7(…)	4(2)	2(…)	…(…)	…(…)	…(…)	1031 ⁽⁷⁵⁾ (161)
1888	688(54)	96(5)	65(7)	35(3)	7(1)	13(3)	10(…)	30(…)	21(1)	10(…)	2(…)	2(…)	…(…)	…(…)	…(…)	979(74)
1889	692(59)	105(5)	90(3)	38(3)	7(…)	22(3)	39(1)	24(1)	23(…)	9(…)	5(…)	2(…)	…(…)	…(…)	2(…)	1058(75)
1890	684(55)	100(5)	78(5)	38(2)	3(…)	23(3)	25(1)	21(1)	19(1)	9(…)	3(…)	1(…)	…(…)	…(…)	…(…)	1004(73)

資料：“Commercial Reports, Nagasaki”の各年。

註：（ ）内は会社数。但し、1881、1884～87年は会社 (firm) 及び店舗 (store) 数。…部分は記載なし。

明治期長崎貿易における外国商社の進出とその取引について

Reports) に外国人数・会社数が掲載されている。同資料は初期の中国人数・会社数を部分的に欠いている点で不完全さを免れず、また人口・会社数の変動が異常に大きい年が見られる点には疑問もあるが、傾向を見るに止めること

にして、この資料で以て一応検討しておこう。なお同資料中の会社 (firm) の内容は明確ではないが、当時は海運、銀行、保険業等は欧米商社が代行していたことから考えて、大半は商社と見て良いであろう。

第2表 長崎における主な欧米商社社員数の推移

外商名\年	1861	62	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	備 考	
E. H. Evans	1																												Dent & Co.社員		
Arnold & Co.	2																														
M. Ezekiel	1																												Sassoon & Co.社員		
K. R. Mackenzie	1																														
Frazer & Co.	1	2																													
Alt & Co.	2	1	1	8	10	8	8	8	8	3	4	4	5	4	5	3	3	3	3												
Gaymans & Co.		1	1	3	5	5	-	-	3																						
Glover & Co.		2	2	16	17	14	12	12	8	4	-	*	*	*	*															*73~76年破産整理中として記載	
Maltby & Co.		1	1	3	3	4	4	4	3	4	4	4	4	3	*															*76年破産整理中として記載	
A. Loureiro			1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1																		
Walsh & Co.				6	7	10	10	12	12	6																					
C. Sutton				1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
M. C. Adams & Co.				1	2	1	1	1	2	3	4	3	3	3	2	2	3	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
Rainbow.Lewis & Co.				4	5	5	4	4																							
Hartmans.Besier				3	3	3	3	2	2	3	2	1																			
Kniffler & Co.				6	7	9	8	10	5	3	7	8	7	5	3																
Lake & Co.				4	5	4	4	4	2	3	2	3	3	3	2	2	2	3	2	3	2	3	3	2	3	3	3	3	3		
Pignatel & Co.				2	2	3	4	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2		
Schmidt.Spahn & Co.				1	4	8	6	*6	5	5	5	4																		*71年以降, Schmidt.Westphal & Co.	
H.Iwersen				*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1													*68年 Schimidt.Spahn & Co.社員	
Diers.Hughes & Co.				4	4	4																									
China & Japan Trading Co.									4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	3	4	3	3	3	4	4	5	6	3	4		
Kassburg & Co.									1	1	3	3	2	2	1	2															
Boedinghaus, Dittmer											2	2	3	3	2	2	2	2	*1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	*80年以降, C. E. Boedinghaus	
Holme, Ringer & Co.										6	6	7	8	7	7	4	5	5	7	6	6	7	8	10	10	9	8	9			
Reddlien & Co.											1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
R. H. Powers & Co.																	3	1	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3		
Jardine, Matheson & Co.																*	*	2	1	2	2	1	1	2	2	2	2	-		*77・78年は高島炭鉱代理商。R. Holmeが代理	
H. J. Hunt & Co.																					2	3	1								
Wright & Co.																							2	2	2						

資料：“The Chronicle and Directory for China, Japan, and the Philippines”, “The China Directory”, “The Japan Directory”の各年。

註：長崎における1860-61年の借地人リストまたは1863-64年の借地申請者リスト (M. Paske-Smith “Western Barbarans in Japan and Formosa in Tokugawa Days” pp243~245)に記載があり、且つ上記資料でその存在が確認できる商人、商社またはその代表者、及び後掲第7表に記載の商社、商人を記載。その他は省略。一部分は存在したと思われるが、資料に記載がない年。

第1表によると、欧米人のうち一貫して最も多いのはイギリス人であり、次いでアメリカ、フランス、ドイツ等である。会社数でもこれらの国籍のものが比較的多く、後述のように日本商人との取引額が多いのもイギリス・アメリカ・ドイツ系の商社である。一方、鎖国時代に唯一貿易を許されていたオランダ人は次第に減少している。

第2表によって欧米商社の盛衰をその社員数を指標として見てみると、幕末期から貿易に従事していたグラバー (Glover & Co.)、オールド (Alt & Co.) に代表されるいわゆる冒険商人は、急速に社員数を増やしながらも比較的短期間に破産または他へ転出している。長崎居留地に長くとどまって営業を続けた商社のうち、グラバー商会の諸権利を引き継いだホーム・リンガー商会 (Holme. Ringer & Co.) が例外的に規模を拡大し得たものの、他の商社は概して少人数で経営していた。

先行研究によれば、長崎居留地では1862年から1869年まで商人以外のものも含む全中国人数は、全外国人数の少なくとも6割前後に達し、圧倒的多数を占めていたことが認められている⁴⁾。前掲第1表によれば、さらに中国人数は1870年代以降、7割前後に達している。会社数は、年によって計数の基準に差異があるのだろうか、かなり変動が激しいが、会社及び店舗数においても中国人の勢力が他を圧していることは疑いない。この点は、中国が居留人口では過半数を占めながら、会社数では欧米よりも少なかった横浜居留地の場合⁵⁾とは異なっている。これは、長崎では他港に比して、商人の割合が

相対的に多かったことと関連している。次に中国商社 (商人) の活動の推移を見よう。

安政6 (1859)年5月、長崎奉行は、中国人は旧例に従って貿易を継続できることを布告した⁶⁾。一方で奉行は、「当港の中国人は乾燥蠣、なまこ、人参等のような特定品目の輸出に対する排他的な権利を求めることはもはや許されず、これらのもの及びこれまで中国人ギルドによって独占されていたすべての品目が外国商人との競争にさらされ、彼ら (=外国商人) がこの市場で干渉を免れて購入する権利を持つであろうこと」をイギリス領事に対して保証した⁷⁾。ところが、実際には日本の商人は、「許可が得られないうちはあえて外国商人と取引を始めようとせず」、煎海鼠、銅等のいくつかの品目は中国人に対しては自由に売られたが、イギリス人に対しては完全に拒否された⁸⁾。したがって開港後もしばらくは旧慣通り中国人の独占が続いたのであり、海産物と銅の輸出が完全に自由化するのには、それぞれ慶応元 (1864)年9月、同2 (1865)年7月であった⁹⁾。

こうして中国人の輸出独占権は奪われることになったが、1860年代後半には中国人はもうひとつの重要な商品を大量に輸出し始めていた。1868年頃から、イギリス領事報告中に、未加工の茶葉が「番茶」として低率の関税で中国人によって大量に輸出されたことが度々記載されるようになる。この頃から、欧米商社にとって、中国人の存在が無視し得ないものとなってくる。

(4) 前掲『長崎外国人居留地の研究』686頁。
 (5) 『横浜市史 第三巻下』889頁。

(6) 『長崎県史 対外交渉編』855頁。
 (7) “Despatch from Alcock, British Minister at Japan, to Lord J. Russell”. 1859. 6. 16.
 (8) G. S. Morrison “Report on British Trade at Nagasaki for 1859.”
 (9) 荒居英次『近世海産物貿易史の研究』405~406頁。

同年には中国人との競争の結果、欧米商社所有の製茶場はほとんど閉鎖され、「中国人の人口は大きく増加している。そして最近彼らは、かなりの数が当居留地内に定着し、中国の諸港と活発な往来をなし、彼らと競争できない外国人に損害を与えている」と報じられた¹⁰⁾。一方輸入においても中国人の支配力が目に見えてくる。砂糖は長崎の重要な輸入品のひとつであったが、1869年には砂糖は主に中国人によって輸入されるようになっていく¹¹⁾。

しかしこの時、イギリス領事は中国人の輸入貿易への進出をヨーロッパ人にとってなお危機的なものとは判断していなかった。すなわち「全体として、長崎の外国貿易に対する中国人の競争は一般に考えられているほど拡大的ではなく、中国人の扱う「輸入品の数量・価額は外国人の輸入に比較して約70%に過ぎない」と評価されていた¹²⁾。ところが1877年になると、「当港では、輸入貿易のより大きな部分が中国商人の手中にあることが分かるであろう。反物は彼らによって上海からもたらされる。彼らはまた、ヨーロッパ商人が望むであろうよりも小さな量で日本の仲買人 (dealer) に売っていてもいる。こうして実際、輸入取引の多くからヨーロッパ商人を駆逐した」と報告された¹³⁾。さらに1880年代に入ると綿と砂糖の輸入が急速な拡大を見ることがとなり、その取引は完全に中国人の手中にあっ

た¹⁴⁾。輸出の面でも、中国商人は、彼らがつ有る利性の故に、特に中国向け海産物部門におけるヨーロッパ人との競争に何ら不安を感じていないと見られた¹⁵⁾。

(3) 欧米・中国商社の取扱い商品と取引額

明治初期については、1869年に中国商社は海草、雑貨類を輸出し、毛布、反物、金属、綿、砂糖等を輸入する一方、欧米商社は絹、茶、海草、石炭を輸出し、武器、砲類、薬類、皮革、毛布、綿、米、砂糖等を輸入しており、この時点で既に中国商社による輸出額、輸入額共に欧米商社のそれを僅かながら上回っていたことが分かっている¹⁶⁾。

ところが欧米・中国商社がそれぞれ取扱った貿易商品を区別し、各商社ごとにその輸出入額を確定することは困難である。しかし、部分的に残存している資料によって、ある程度推測することができる。長崎にはいわゆる「五厘金制度」があり、日本商人が外国商人と取引する際、その金額の0.5%を公共費、非常身許備金として徴収されていた。その際の記録が、貿易会所が設立された明治16年の下半期以降数年分残っている。この記録は日本商人による売込みと買受けに分かれ、それぞれについて、取引日、売込み商人名又は買受け商人名、売買品名・数量・価額・五厘金額、取引相手の外国人名が一件ごとに記載されている。ここではとりあえず、明治17(1884)年のこの記録を集計することによって外商の取引の諸特徴を検討してみたい。ただ

(10) C. R. NAGASAKI, 1868. このきっかけになったのは「改税約書」である。この点、前掲「グラバ一商会」463～464頁に詳しい。本稿でいう領事報告は、いわゆるイギリス領事報告“Commercial Reports”で、便宜上 C. R. と略称する。なお領事報告からの引用文中、「外国商人(商社)」の「外国」とは中国以外の外国、すなわち「欧米」を意味している。

(11) C. R. NAGASAKI, 1869.

(12) C. R. NAGASAKI, 1970.

(13) C. R. NAGASAKI, 1877.

(14) C. R. NAGASAKI, 1882.

(15) C. R. NAGASAKI, 1883.

(16) 前掲『長崎外国人居留地の研究』753頁。原資料は英字新聞“THE NAGASAKI EXPRESS” 1870. 3. 19. 及び26.

第3表 欧米商社への主要売込み品 (明治17年)

社名	売込額合計	主要売込み品				
リング	108,707円	苧 56.2%	小麦 15.4%	茶 8.5%		
テレシン	70,428円	樟脳 59.8%	牛皮 34.5%	葉種 1.6%		
キニフル	17,949円	米 83.7%	樟脳 11.2%	鮑殻 2.4%		
イワルセン	13,257円	米 99.2%	陶器 0.5%	蜜柑 0.2%		
アレン	9,830円	苧 59.4%	葉種 32.3%	鮑殻 6.3%		
ライト	8,072円	茶 79.9%	牛皮 10.6%	茶箱 7.2%		
ハヲルス	5,072円	牛肉 82.5%	芋 7.6%	陶器 2.7%		
ボーデン	4,517円	苧 22.0%	醤油 16.4%	竹 15.6%		
レーキ	3,121円	牛肉 59.9%	茶 10.8%	種油 8.1%		
サトン	2,911円	牛 50.1%	牛肉 30.0%	野菜 7.3%		
アダムス	2,169円	麦粉 37.9%	牛 19.5%	米 13.5%		
ホーム	1,579円	石炭 97.5%	材木 0.9%	陶器 0.5%		
ハント	1,157円	牛皮 89.4%	茶 9.6%	紙 1.0%		

資料：『売込五厘金納表』明治17年

註：取引額が1,000円以下の商社は省略した。%はその商社の全取引品のうち、占める割合。銭、厘の単位は四拾五入、以下の表も同じ。

第4表 欧米商社からの主要買受け品 (明治17年)

社名	買受額合計	主要買受け品				
テレシン	172,954円	石油 93.2%	コバルト 2.3%	鉄類 1.1%		
リング	48,009円	石油 90.4%	砂糖 7.3%	氷 1.0%		
アレン	12,704円	総糸・縫糸 97.4%	洋酒 1.3%	石油 1.3%		
レデリン	4,494円	総糸 75.3%	縮緬サアイ 24.7%			
ホーム	2,996円	石油 96.5%	砂糖 2.2%	洋酒 1.3%		
ボーデン	1,124円	薬品 59.5%	洋酒 13.0%	コルク栓 7.2%		

資料：『買請五厘金納表』明治17年

註：第3表の註と同じ。

し注意しなければならないのは、この資料に記録された日本商人から外商への売込み品が実際にすべて輸出されたわけではなく、その一部は居留地内で外国人が生活する上で消費されたであろうことと、逆に日本商人の買受け品は外商によって輸入された品物のすべてではなく一部

であったことである。とはいえ居留地内で自ら消費する部分よりも輸出入額のほうがはるかに大きくなければ外国商社にとって経営は成り立たないであろうし、外商相互間の経営規模を比較する目安とすることは可能であるから、これによって大まかな検討はできよう¹⁷⁾。

まず第3・4表によって欧米商社の場合を見ると、日本商人からの売込みは一部の商社に集中しており、イギリスのホーム・リンガー商会¹⁸⁾

(17) 長崎県立図書館蔵『売込五厘金納帳』・『買請五厘金納帳』明治17年。この資料には外国船舶、領事館、外国人向けホテルへの売込み等の金額も記録されているが、本稿で対象とする取引は外国商社を相手とするものに限った。同資料は一件の取引につき、複数の外国商社が一括記載されている部分があるが、それぞれ均等に取引したものとみなして集計した。五厘金については前掲『長崎外国人居留地の研究』第3章第4節、及び三浦 忍「五厘金と長崎貿易会所」(『調査と研究』第9巻1号) 参照。

(18) ホーム・リンガー商会はグラバー商会の社員であった E. Z. Holme と F. Ringer が1868年、長崎に設立した商社である。同社については H. S. Williams “The Story of Holme, Ringer & Co. 1868-1968.” 参照。

第5表 中国商社への主要売込み品 (明治17年)

社名	売込額合計	主 要 売 込 品			
恒合号	79,795円	錫 51.4%	干鰯 5.7%	椎茸 5.9%	
永祥泰	71,570円	錫 54.2%	小麦 9.4%	樟腦 7.6%	
晋恒号	58,790円	錫 41.3%	樟腦 22.7%	米 6.9%	
広昌和	43,478円	錫 59.2%	人参 4.4%	米 3.7%	
豊記号	41,106円	紙 61.6%	材木 10.7%	椎茸 5.9%	
昇記号	39,522円	椎茸 21.9%	鰯 20.6%	鱧鱈 14.0%	
大記号	35,752円	錫 33.6%	椎茸 16.8%	鯉 14.9%	
徳泰号	32,121円	樟腦 18.1%	錫 16.3%	米 15.0%	
万昌号	31,864円	錫 44.2%	小麦 12.8%	米 8.8%	
森茂号	28,996円	錫 19.7%	椎茸 13.5%	樟腦 13.5%	
仁泰号	24,450円	錫 31.4%	椎茸 15.6%	鱧鱈 13.1%	
怡徳号	16,634円	錫 21.6%	石炭 18.4%	材木 13.6%	
泰昌号	16,494円	小麦 22.3%	鯉 13.6%	海參 8.6%	
広裕隆	13,810円	錫 66.3%	小麦 6.9%	紙 6.6%	
泰記号	12,966円	石炭 39.0%	紙 26.0%	硫黄 21.7%	
信記号	12,520円	石炭 79.0%	木炭 10.3%	硫黄 5.4%	
順記号	10,942円	材木 46.2%	紙 34.0%	陶器 6.4%	
恒記号	9,284円	椎茸 31.4%	鯉 22.3%	石炭 17.6%	
恒和号	8,549円	石炭 67.7%	木炭 14.0%	材木 8.1%	
興泰号	6,523円	鯉 29.5%	海參 16.6%	鱧鱈 15.7%	
永吉祥	6,120円	小麦 36.3%	陶器 16.5%	紙 13.8%	
宝豊号	4,715円	石炭 43.8%	紙 23.3%	樟腦 10.3%	
泗隆号	4,251円	米 58.9%	麦粉 31.6%	塩 4.2%	
栄泰号	4,008円	鯉 29.6%	椎茸 27.9%	蛤 18.0%	
成記号	5,480円	米 67.9%	塩 3.0%	紙 1.2%	
敦和号	3,738円	石炭 100.0%			
湧記号	2,900円	石炭 100.0%			
和昌号	2,264円	米 47.4%	麦粉 39.2%	塩 8.9%	
美弥斉	1,963円	陶器 99.6%	薪 0.2%	米 0.2%	
仁成号	1,966円	材木 100.0%			
老順号	1,760円	紙 100.0%			
怡泰号	1,539円	陶器 52.8%	鯉 22.9%	錫 10.4%	
万昌和	1,174円	錫 76.2%	干鰯 10.9%	麦粉 7.2%	
敦記号	1,061円	石炭 100.0%			
豊裕号	1,019円	材木 100.0%			

資料：『売込五厘金納表』明治17年

註：取引額1,000円以下の商社は省略した。%はその商社の全取引品のうち占める割合。

第6表 中国商社からの主要買受け品 (明治17年)

社名	買受額合計	主 要 買 受 品					
徳泰号	38,889円	砂糖	41.8%	綿	38.3%	蝨	3.5%
盛隆号	36,615円	砂糖	98.3%	小豆	2.8%	石膏	1.4%
永祥泰	34,644円	砂糖	73.8%	鼈甲	9.7%	蝨	8.5%
益隆号	32,050円	砂糖	98.5%	アンペラ	0.9%	葎敷物	0.3%
大記号	28,500円	綿	52.8%	砂糖	45.8%	胡椒	1.0%
鼎泰号	22,297円	金巾	42.5%	鷲絨	14.6%	木綿	10.4%
昇記号	22,153円	綿	52.2%	砂糖	42.5%	甘草	2.2%
森茂号	19,910円	砂糖	46.1%	綿	39.9%	甘草	9.1%
恒記号	17,299円	綿	82.0%	砂糖	15.7%	紫檀	1.2%
泰昌号	17,250円	綿	62.9%	砂糖	18.3%	鉄類	8.8%
仁泰号	14,676円	綿	51.5%	砂糖	34.8%	白蠟	11.8%
恒合号	11,829円	砂糖	67.3%	綿	13.4%	蝨	12.0%
晋恒号	9,999円	砂糖	88.1%	綿	3.8%	蝨	3.6%
泰記号	8,517円	鉄類	86.0%	綿	9.1%	砂糖	2.9%
怡徳号	8,452円	鉄類	83.7%	砂糖	7.5%	コートル*	2.0%
広昌和	8,333円	砂糖	83.4%	綿	13.9%	桂枝	2.0%
万昌号	6,685円	砂糖	50.7%	綿	40.6%	鼈甲	4.6%
豊記号	2,894円	綿	97.1%	唐紙	2.9%		
泗隆号	2,184円	洋酒	68.2%	牛乳	3.8%	砂糖	7.6%
広裕隆	1,601円	砂糖	73.7%	綿	21.4%	胡椒	3.7%
恒和号	1,464円	石膏	38.2%	甘草	35.5%	綿	25.2%
永吉祥	1,301円	砂糖	92.0%	巻蓆	8.0%		
怡泰号	1,257円	鉄類	35.8%	石鹼	20.9%	蠟燭	11.5%
義記号	1,224円	唐紙	31.9%	膏葉	23.8%	大黃	21.6%
義隆号	1,209円	砂糖	88.3%	綿	6.9%	大黃	4.4%

資料：『買請五厘金納表』明治17年

註：第5表に同じ。品名については第10表の註を参照。*コートル=コールタルか？

とアメリカのテレシヤ商会 (China and Japan Trading Co.)¹⁹⁾ が他を引き離している。その取扱ひ品は蓆、米等の、当時長崎からヨーロッパへの重要な輸出品が過半を占めている。一方、牛肉、野菜等、主に居留地内で消費されたとと思われるものを主として扱っている商社もある。

反対に欧米商社によって日本市場へもたらされる商品の大半もまたこれら2社によるもので、その第一は石油であり、両社ともその取扱ひ品の9割が石油である。1880年代、西洋産商品の輸入額の増加は完全に唯一アメリカ産の石油によるものであった²⁰⁾。その他に糸や洋酒を主な取扱ひ品としている商社もあり、概して取扱ひ

(19) 日本側資料に出て来るテレシヤ商会という名は、China and Japan Trading Companyの「トレーディング」の語が訛ったものであろう。同社は長年ヨーロッパ市場へ向け樟脳輸出に従事していた商社であった。

(20) C. R. NAGASAKI, 1882. ただし、後にはロシア産石油も輸入されるようになる。

商品が特定品目に専門化している。

次に中国商社の場合を見よう。第5・6表によれば、日本商人による売込み額では、欧米商社の場合のように突出した商社はなく、やや広く分布している。長崎から中国向けの第一の輸出品は食品類、特に海産物であり、ほとんどの中国商社が程度の差はあれ海産物を購入している。とりわけ鰯が重要であって、上位4社はその取引額のうち約半分が鰯で占められている。取引額が下位の商社は材木、紙、陶器、雑貨等を中心に取扱っており、各品目がやや平均化しているのが特徴的である。すなわち後述のような海産物商と雑貨商に大別できよう。一方中国商社から日本商人に引取られる商品の額においても商社ごとの格差は比較的小さい。中国商社を通じて長崎に入ってくるものは砂糖、綿が多く、取引額が上位の商社は各社取引額中これら2品目の占める割合が大である。

これらの商社をいくつかの指標をもとに第

7・8表によって比較してみたい。ここでは便宜上、売買合計額が1,000円以上の商社を掲げている。まず欧米商社は国籍としてはアメリカ、イギリス、ドイツによって占められている。日本商人との取引額では、前述のようにテレシン商会とホーム・リンガー商会が圧倒的な地位を占めており、いずれも長崎にあって明治年間を通じて営業を続けた商社である。ホーム・リンガー商会は取引額ではテレシン商会より少ないが、社員が多く、それら社員のための住居用地を借りているのであろうか、極めて借地面積が広く、高額な借地料を負っている。同社がテレシン商会に比べ取引額の割に社員が多いのは貿易業とともに保険・銀行・海運業代理を兼ねているためであろうか。

中国人の場合、全体として、中国国土の中でも福建省、浙江省、広東省といった沿岸地域の出身者が多く、しかも特定の少数の県に集中していたことが知られている。明治維新以後に中

第7表 主要欧米商社一覧

商社・商人名	国籍	社員数	対日本商人売買額	官有居留地借地面積(坪)	居留地年間借地料	所在地(居留地々番番号)	業種
テレシン China & Japan Trading Co.	アメリカ	3人	243,382円	390.670	\$115.64	大浦4, 下り松46	一般小売業, 貿易業
リンガ Holme. Ringer & Co.	イギリス	7	156,716	4,124.530	962.66	大浦11・12・43	貿易業, 保険4社・銀行1社・海運2社代理
アレン*1			22,534				
キニフル H. Kniffler	ドイツ	1	18,540				商業
イワルセン H. Iwersen	ドイツ	1	13,634	500.000	148.00	梅ヶ崎4	商業, 保険1社代理
ライト Wright & Co.	イギリス	2	8,246	307.000	68.77	大浦23	商業, 保険2社代理
ハラルス Powers & Co.	アメリカ	3	5,938	298.000	66.75	大浦11	買弁業, 競売業,
ボーデン C. E. Boedinghaus	ドイツ	1	5,641				商業, 保険3社代理,
ホーム R. Holme	イギリス	1	5,475				Jardine, Matheson & Co. 代理
レデルン Reddelien & Co.	ドイツ	1	4,494				商業, 保険2社・銀行1社代理
レーキ E. Lake	アメリカ	2	3,293	350.000	78.40	下り松39・40・41	船具商その他
サトン C. Sutton	イギリス	1	2,928	1,622.722	437.06	大浦6・13, 下り松47	仲仕, バラスト請負, 水補給, 曳船, 英字新聞印刷所経営
アダムス M. C. Adams	イギリス	2	2,169	420.220	124.39	下り松42	買弁その他
ハント H. J. Hunt *2	イギリス	-	1,157				商業, ロイド代理

資料：(1)商社(商人)の日本語名称・売買額は『売込五厘金納表』・『買請五厘金納表』(各明治17年)。(2)欧語社名・社員数・業種は“The Japan Directory”(1884)。(3)国籍は長崎県立図書館蔵『外国人員并戸数調査表』(明治9年以降33年迄)。(4)居留地借地のデータは長崎県立図書館蔵『官有居留地外国人賃借料上納仕訳書伺』(明治4~16年)のうち明治16年のもの。

註：社員数には店長・社長と思われる者も含む。*1明治17(1884)年前後の上記(2)資料にはアレンという外国人名は載っていない。1900年以降 H. Ahrens という会社名が見られるが同一のものか否か不明。*2上記(2)資料には1881~83年までしか記載がない。

第8表 主要中国商社一覧

中国商社名・行主名と その出身地	伴の数	対日商人 売買額	官有居留地 借地面積	居留地 借地料	主な借地地所
永祥泰 區灼山(広東省)	4	106,214	498.10	147.44	新地4
恒合号		91,624			
徳泰号 傅維澄(福建省)	14	71,010	271.30	75.58	新地1・33
晋恒号		68,789	91.90	27.20	新地6
大記号 余鴻岡・傅芝卿(福建省)	6	64,252	204.20	45.60	新地20・21・22
昇記号 王廷圭(福建省)	9	61,675	221.90	49.70	新地17・18・30
広昌和		51,811			
森茂号		48,905			
豊記号 朱輔清(浙江省)	1	44,000			
仁泰号 王文彩(福建省)	4	39,126	120.40	35.64	新地7
万昌号		38,549			
盛隆号 張恒担(福建省)	—	37,209	38.50	8.62	新地16
泰昌号 陳發興(福建省)	4	33,744	1,108.64	272.66	新地2・11~13・25・26・29~33
益隆号 張恒坤(福建省)	3	32,196	169.00	37.86	新地16・28
恒記号		26,583			
怡徳号 林徳樹(福建省)	7	25,087			
鼎泰号 徐鐘舫(浙江省)	3	22,324			
泰記号 王也鏡(浙江省)	9	21,483			
広裕隆 黎蔭泉(広東省)	1	15,411	228.80	67.72	新地3
信記号 張嘉隆(浙江省)	2	12,520			
順記号 張政和(安徽省)	1	11,296			
恒和号		10,017			
永吉祥 陳梅溪(広東省)	7	7,421	495.00	146.52	海ヶ崎3
興泰号		6,641			
泗隆号		6,435			
成記号		5,683			
宝豊号		5,088			
栄泰号		4,313			
敦和号		3,738	265.50	59.47	新地9・27
湧記号		2,900			
怡泰号		2,796			
和昌号		2,285			
仁成号		1,968			
美弥斉		1,967			
老順号		1,760			
義隆号 郭開明(福建省)	4	1,440			
義記号		1,310			
泗合盛 周 西(広東省)	7	1,298			
万昌和		1,267			
敦記号		1,061			
豊裕号		1,019			

資料：(1)商社名，行主名とその出身地，伴(社員)の数は長崎県立図書館蔵『清民人名戸籍簿』(明治11年)(2)借地のデータは前掲『官有居留地外国人拝借料上納仕訳書伺』(明治4~16年)

註：売買額の単位は円，借地面積は坪，借地料はドル。借地データは明治16年末のもの。

明治期長崎貿易における外国商社の進出とその取引について

第9表 日本商人より欧米商社—中国商社へ売込み高対照表

(単位：円)

主要取引品目	欧米商社へ	中国商社へ	合計
鯉	0	26,522	26,522
鱧	0	16,015	16,015
海參	0	15,011	15,011
文蛤	0	14,260	14,260
鰯	0	13,373	13,373
鮑・干鮑	0	12,964	12,964
人参	0	8,649	8,649
海老	0	7,470	7,470
海草 *1	0	4,296	4,296
白蠟	0	2,452	2,452
貝 *2	0	2,232	2,232
魚 *3	0	2,051	2,051
生糸	0	1,805	1,805
蜜蠟	0	553	553
皮箱地	0	218	218
生蠟	0	12	12
錫	34	199,394	199,428
紙	23	47,146	47,169
椎茸	175	43,010	43,185
材木 *4	361	18,230	18,591
硫黄	248	4,309	4,557
石灰	27	430	457
木炭	495	5,304	5,799
麦粉	1,266	9,172	10,438
石炭	5,542	38,583	44,125
陶器 *5	1,382	7,365	8,747
小麦	17,552	25,236	42,788
樟腦	48,094	47,119	95,213
米	38,169	32,982	71,151
茶	16,545	7,318	23,863
五倍子	862	302	1,164
牛皮	28,545	4,494	33,039
アンチモニ	1,315	91	1,406
茶箱	1,036	28	1,064
鮑殻	2,338	53	2,391
牛肉	7,360	154	7,514
牛	1,968	9	1,977
苺	65,666	10	65,676
菜種	6,548	0	6,548
薬種	1,070	0	1,070
樟腦油	300	0	300

資料：長崎県立図書館蔵『売込五厘金納表』明治17年。

註：斜線部分は中国商社の取引比率を示す。品目名は概ね資料に記載の通りとした。

*1海草は鶏冠草，海苔，海蘿（＝布海苔）等。*2貝は鯉貝，文蛤，鮑以外のすべての種類。*3魚は鰯以外のすべての生魚・干魚。*4材木には板，丸太，貫，梁等を含む。*5陶器には皿，井，花瓶，碗等を含む。

第10表 欧米商社—中国商社より日本人買入れ高対照表

(単位：円)

主要取引品目	欧米商社より	中国商社より	合計
綿	0	94,752	94,752
金巾 (マフ)	0	9,480	9,480
蛛 *1	0	6,203	6,203
鼈甲	0	4,239	4,239
甘草	0	3,716	3,716
鷲絨	0	3,245	3,245
緋へる *2	0	1,291	1,291
毛繻子	0	1,257	1,257
三興朱	0	1,104	1,104
唐紙	0	698	698
桂枝	0	631	631
蘇木	0	580	580
蓐敷物	0	550	550
絨毯	0	524	524
蠟燭	0	473	473
アンペラ	0	297	297
明礬	0	244	244
呉呂服連 *3	0	240	240
砂糖 *4	3,581	184,436	188,017
木綿・ドンゴロス *5	163	2,596	2,669
鉄類 *6	1,959	17,101	19,060
石鹼	160	558	718
皮	169	397	566
鉛	908	1,658	2,566
陶器	60	60	120
ペン・ペン油 *7	239	227	466
牛乳・ミルク	454	405	859
洋酒	3,390	2,330	5,720
香水	131	64	195
フランネル	183	20	203
石油	207,684	2,225	209,909
総糸・縫糸	15,804	0	15,804
コバルト	3,925	0	3,925
縮緬サアイ *8	1,110	0	1,110
薬品 *9	668	0	668
時計	463	0	463
器械類 *10	375	0	375
寒冷紗	220	0	220
西洋紙	182	0	182
セメント	28	0	28

資料：長崎県立図書館蔵『買請五厘金納表』明治17年。

註：斜線部分は中国商社の取引比率を示す。

*1蛛=天蚕糸か？ *2へる=モヘア (Mohär) *3呉呂服連=ゴロフクレン (grof grein) *4砂糖は赤・白・黒・氷・棒砂糖 *5ドンゴロス=ダンガリー (dungarees) *6鉄類は針金、釘、地金、鋼、トタン等を含む。*7ペン=ペンキか？ *8サアイ=紗綾か？あるいはサージ (serge) か？ *9薬品は酒石酸、石炭酸、曹達等 *10器械類は仕立物器械、水揚器械。

国人が増加した横浜、神戸では広東省出身者が多かったのに対し、長崎では鎖国時代以来、福建省出身者が多かったことが分かっている²¹⁾。長崎居留地の中国人名簿は明治11年分までしか残っていないので、ここで取り上げた明治17年の時期については詳細には検討し難いが、明治11年に名簿でその存在が確認され、明治17年になお取引を行っている商社に限っていえば、商社の行主すなわち社長（店長）も殊に福建省出身者が多くなっている。

飛び抜けて取引額の多い商社がないことは先と同様であるが、ここに掲げた商社の数は欧米よりも中国籍のほうがはるかに多く、全体の取引額では中国商社が欧米商社に優っている。中国商社による借地の面積・地料は欧米商社とほぼ同じか多少小さい程度であるが、中には泰昌号のようにかなりの地所を借りている商社もある。一方借地を持っておらず、所在が確認できないにもかかわらず、日本商人と取引を行っていることが明らかな中国商社もあり、商社というよりもむしろ群小な商人が多数存在していたことを推測させる。

日本商人から欧米商社および中国商社に売込まれた商品の全体をそれぞれ比較し、その割合を示したものが第9表である。これを見ると、日本商人から中国商社へは海産物、材木、蠟等の売込みが多く、これらはいずれも中国向け輸出品目である。欧米商社へ売込まれたものは、苘、米、鮑殻、五倍子、アンチモニーのような、特にヨーロッパ向け輸出品が多い。反対に日本商人が買受けた品目の割合を第10表によって見ると、欧米商社からの買受け品は工業製品、薬品、ほとんどアメリカ産であった石油の割合が

高く、中国商社からは菓草、原料品、繊維製品の割合が高く、特に綿および綿製品が金額的にも大である。

(4) 中国商社の活動の諸相

次に、資料上の制約からやや後の時期の資料を手がかりに、中国商社の活動をいまいし立ち入って見てみたい²²⁾。

先述の欧米人に対する中国人の競争力の源は何に求められるであろうか。この点をイギリス領事は次のように説明している。

「…本報告のまとめをする前に、私は、外国人の損失となっているといわれている、中国人によって当地でなされる取引についての2,3の点を申し述べておきたい。

まず、当地にある僅かの外国商社のみしか大量の商品を輸入し、それらに対する需要が起こるまでの不確かな期間、その同じものを在庫しておくことができない。したがって彼らは大規模に輸入しないで見本だけを持っている。ある日本人が多数の反物を購入したい場合、彼は、外国商人に打診するとすぐに、彼が必要とする商品を彼ら（＝外国商人）は在庫していないが、ヨーロッパ又は中国のいずれかより輸入することによって一定時間内にそれらの商品を渡す契約ができるということを知られることになる。日本商人は一般に、需要が生じたときに買入れるのみであるから、彼らは契約を嫌う。そして彼らが必要とする商品がその場で手に入るなら、当然その場で購入する方を好む。したがって彼らは、十分供給を受けて、しばしば彼らの望む

(21) 前掲「明治初期の長崎華僑」5頁。

(22) 農商務省編『対清貿易ノ趨勢及取引事情』明治43年。以下特に断らない限り同資料による。

商品を彼らに供給することができ、しかも外国人よりも安い相場で喜んで契約する中国商人に照会する。長崎の中国商社 (hong) の多くは、日本市場にふさわしく、しかも価格が安い時に中国で購入された諸商品の大量在庫を備えている中国にいる富裕な中国商人の代理人である。そして彼らは、これらの商品を長い間在庫しておく余裕があり、しばしば、売却するためにこれらの商品を中国市場に適した産物と交換するか、あるいはそれらを日本人に掛売りするのである。

輸出貿易においては、中国人たちはしばしば、外国人たちが与えることができるよりも高い相場で、中国市場に適するように作られた産物を購入することができる。なぜなら、これらの産物の送り先である中国商人は、一般にその同じ物をすぐに売り捌くことができるからである、しかも多くの場合非常に有利に。これは中国にいる外国商人が必ずしも達成することができないことである…⁽²³⁾。ここに見られるように中国商社は中国、特に香港、上海に本社を持ち、日本にある商社はその支店あるいは代理店的な存在である場合が多かった。そして在日中国商社は、中国にある本社が欧米商社に対して持つ有利性を間接的に享受していた。これら在日中国商社が輸出入を行う場合、中国側の窓口となる取引相手はその本店であり、本支店間の支払いは、輸出金額、輸入金額を相殺することで実際の送金を避け、それによって無駄な支出を抑えることができた。

中国商社は海産物を主に扱うか雑貨を主とするかによって、海産物商と雑貨商とに大きく区別されるが、重要なことは、海産物商とって

も海産物のみを扱うのではなく、その他に諸種の商品も扱うため取引高が大きく、したがって資力あるものも多く、それらには広東商が多かったことである。前掲第8表でわかるように長崎において最も取引額が多いのは広東系商社の永祥泰である。とはいえ、欧米商社に比して在日中国商社は比較的少額の資本を運転して経営するものが多く、大資本を擁するものは稀であった。しかし取引上の駆け引きや資金繰りがうまく、破綻が比較的少ないため一見巨額の資金を以て取引をなすかのように見られたのである。

資本の特に少ない中国商社 (商人) は、自己の名義で居留地に借地を持たないこともあったようである。そうした商社 (商人) は長崎居留地に定着している既存の中国商社の「付属」という形で活動し、うまく蓄積を果せば、適当な時期に独立して店舗、倉庫を持つという過程を経るものようである。例えば、明治10年に江南省松江府山海県出身の周聘懐という商人が「従来泰昌号ニ付属致シ仁記号ト称シ商業経営候処、此般広馬場番番屋敷ニ於テ泰元仁記号開店商業致候ニ付テハ、尔後一切輸出入ノ貨物税関江泰元仁記ノ名号ヲ以テ報知可致…」という願書を長崎県外務局に提出している⁽²⁴⁾。

次に取引の実態を見てみよう。邦人から売込む場合、取引は中国人が邦人の店頭に来て現品を見て商談をし、価格を定め、受渡しの時期を決めて契約する場合と、邦人より見本を持って中国商社側へ赴き、売渡し契約をなす場合とがあった。その際、単に口頭の約束にとどまって、手付け金などの授受はなかった。このように日・中商人間の取引は簡単なもので、巨額の取

(23) C. R. NAGASAKI 1870.

(24) 長崎県立図書館蔵『外務課事務簿 支那従民諸願届』明治10年。

引でも予め契約書を交わすことはなく、単に口約束のみで成約することがあった。現品の受け渡しは、雑貨の場合概して持込み渡して、売込み商が中国商社の店舗や倉庫あるいは税関まで持ち運び、そこで現品を検査・秤量して受け渡しを終える。海産物の場合、中国商社の倉庫で受け渡す習慣であった。

こうした取引は、日本商人が中国商社の営業組織、資力、信用の程度等を詳細に調査した上で行うわけではなく、面識を重ね、取引を重ねるうちに信用が高まったに過ぎなかったのである。したがって日本商人は日常取引のある相手であっても、その相手が店主であるか、単なる社員であるか区別し得ないことさえあった。そのためもしも中国商社がひとたび資金的に困難な状態に陥った場合には、売込み商に支払いをなさずに忽然と帰国することがあった。明治7年に長崎区材木町の豊嶋屋安蔵という商人が「大浦十五番泰昌号客王国臣江追々石炭売渡、代金差引残り金請取前有之候ニ付日々催促申入候処、彼是苦情申延(25)一円埒明呉不申、然ル処右唐人追々帰唐仕候風聞承り候…」とのことで王国臣の帰国を差し止めるよう長崎県令に嘆願書を提出しており²⁵⁾、他にも同様の例は長崎県外務課文書中に散見する。

中国商社側の営業組織、資力、信用度を知る方法はなく、それが一因となって内外商間に紛争が起きている。長崎の商人立林孫四郎と椋尾仙太郎は明治17年に永吉祥に対して陶器を売り渡し、後払いとしたが、期日に至っても支払いがないので同社の陳梅谿と崔本民を告訴している。被告人陳梅谿は永吉祥の行主、崔本民は数

年その雇われ人で、売込みの際、原告はすべて崔本民に商品を渡し、代価は陳梅谿に請求することを常としていた。ところが問題の取引では、代価を陳梅谿に請求したところ同人はこの取引を崔本民の所為であるとして求めに応じなかった。しかも陳梅谿は崔本民を逃走させており、いずれ自らもシンガポールへ渡航する計画であった。被告の永吉祥は他の商人数人に対しても支払いの延滞があり、結局、「身代限り」によって財産が公売に付されて代金に充てられることが決定した際、佐賀県人山本源之助が以前に売渡した有田製陶磁器代の補償のため配分への加入を願い出ている。永吉祥は経営に失敗し、商品代価を償い得るような物がないため家具等が公売の上、債権者に配分されることとなった²⁶⁾。

(5) むすび

最後に明治末期の状況を見ておこう。長崎で発行されていた『東洋日の出新聞』の明治42(1909)年1月14日号には「貿易商権の移動」と題する記事が掲載されている。この記事は「長崎港の貿易は由来支那人の独占貿易にして所請居留地貿易と称せられたるものなるが、近年輸入貿易は戦捷を重ねると共に漸次本邦商人への手中に入り、三井・三菱等の大輸入ある為め漸く其位置を転じ来り…然るに輸出貿易に在りては…近時支那商人が銀塊下落以来兎角に振はず、南清の排貨と相待ちて彼等は非常の困窮に陥り、漸く其商権を失ひつつあると同時に輸出貿易権が漸次本邦人に移り来れるを窺ふに至る…」としている。第11表で長崎の内外商取扱い高及び神

(25) 同館蔵『外務課事務簿 支那従民諸願届』明治7年。

(26) 同館蔵『外事課決議簿 清国民事之部』明治19年。

第11表 (1)長崎内外商別輸出額
(単位：円)

輸 出	明治41年	40年	39年
中国商	1,496(40%)	2,412(52%)	2,238(34%)
欧米商	335(9%)	338(7%)	619(10%)
内 商	1,887(51%)	1,905(41%)	3,657(56%)
合 計	3,718(100%)	4,655(100%)	6,514(100%)

資料：農商務省「対清貿易ノ趨勢及取引事情」明治43年、以下同じ

第11表 (2)長崎内外商別輸入額
(単位：円)

輸 入	明治41年	40年	39年
中国商	3,313(23%)	2,349(15%)	2,229(16%)
欧米商	4,042(28%)	4,093(25%)	4,118(30%)
内 商	7,279(50%)	9,789(60%)	7,286(53%)
合 計	14,634(101%)	16,231(100%)	13,633(99%)

第11表 (3)神戸内外商別輸出額
(単位：円)

輸 出	明治41年	40年	39年
中国商	13,538(16%)	17,221(16%)	23,384(21%)
欧米商	36,675(44%)	48,658(46%)	46,372(42%)
内 商	33,901(40%)	40,789(38%)	40,310(37%)
合 計	84,115(100%)	106,668(100%)	110,065(100%)

第11表 (4)神戸内外商別輸入額
(単位：円)

輸 入	明治41年	40年	39年
中国商	14,842(8%)	18,104(8%)	17,735(9%)
欧米商	65,990(35%)	80,749(36%)	84,928(44%)
内 商	110,249(58%)	124,585(56%)	89,527(47%)
合 計	191,081(100%)	223,438(100%)	192,190(100%)

戸の場合を対照してみると、日露戦後に至ってようやく長崎では輸出入共に日本商人の取扱い高が半ばに達しているが、それでもなお輸出においては中国商社が3～5割を占め、欧米商社と比較すればかなりの取扱い比率を維持している。さらに神戸の場合と比べると、やはり長崎

において相対的に中国商社の取扱い比率が高い。すなわち単に数量的に比較すれば、長崎では、明治末期に至ってようやく中国商社の支配力に陰りが生じるものの、他港と比較すればなお一定の勢力を維持していたものと見られる。ただし、その間に構造的な変化があったことも再検討しなければならないであろう。

長崎貿易は鎖国が解かれた後も基本的には対中国貿易の継続という性格を持つ中で、中国人は新たに貿易に参加してきた欧米人の買弁として、あるいは独立した商人として輸出入に従事した。明治維新の混乱が収束して行く過程で、それまで武器・艦船類を輸入していた欧米商社は破綻したり、より有利な取引を求めて他港へ転出していった。こうした条件下で長崎において営業を続けた欧米商社は、中国国内市場で求められる商品の輸出には容易に参入できなかった。また中国産物輸入の場合も、砂糖、綿のような重要な品目においては取引に参入し得ず、香港にイギリス資本の精製工場があった砂糖を少量取引したに過ぎなかった。

幕末、明治初年に長崎では、外国人居留地に多数の中国人が進出し、人口で欧米人を凌駕していたことは従来認められていたが、ここで見たように商品取引においてもやはり欧米人を圧倒していた。長崎貿易においては中国商社の支配が1880年代には確立しており、明治年間を通じてその地位はかなりの程度保たれていたと見て良いであろう。そこでは、より有利な取引のあり方を追求し、巧みに経営を行う中国商社の一面が窺える。本稿では外国商社と取引を行った日本側の売込み商、買受け商の対応、あるいは商品の販路等については検討する余裕がなかった。この点は稿を改めて検討したい。